

## 「2017年度和歌山県観光プロモーター」 業務仕様書

「和歌山県観光プロモーター」受注者は、和歌山県へのインバウンド誘客推進を目標とし、委託契約書に基づき本仕様書に記載された業務内容を誠実に遂行するものとする。

### 1 「和歌山県観光プロモーター」設置対象市場

香港、台湾、韓国、タイ、インドネシア 各1名設置

### 2 契約期間

契約日から2018年3月31日まで

### 3 活動方針

- (1) 「和歌山県観光プロモーター」は、和歌山県への外国人観光客数を増加させることを目的に、現地の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、和歌山県の観光資源に関する情報をメディア等に効果的に発信するものとする。
- (2) 本仕様書に記載する活動内容は、基本的な業務を示したものであり、各市場の特性を踏まえつつ創意工夫を加え、業務を遂行するものとする。

### 4 活動内容

#### (1) 情報発信及びセールス

##### ア メディア及び旅行会社へのセールス

現地有力メディアに対し、和歌山県観光情報を定期的に配信する（SNS、業界紙、ニューズレター等効果的なツールを活用）。併せてメディアに和歌山県を取り上げてもらえるよう、取材要請等のセールス活動を行う。

また、現地旅行会社への戸別訪問等を通じて和歌山県観光情報の提供を行い、和歌山県を含む旅行商品の造成、送客を促すセールス活動を行う。

メディア及び旅行会社への訪問回数は、(2)アを含めて委託期間を通じて80回以上とし、委託期間を通じて平均的に行うこと。

さらに、必要に応じ電子メール、電話によりセールス活動を実施する。

また、各市場の訪問エリアに関しては、次に記載する各都市（地域）を、委託期間中それぞれ2回以上訪問のうえセールス活動を行うこと。

香港：香港

台湾：台北、台中、高雄

韓国：ソウル、釜山、光州

タイ：バンコク、チェンマイ

インドネシア：ジャカルタ

##### イ SNS等での観光情報発信

和歌山県が日本語で配信する観光情報等を基に、必要に応じて現地言語及び現地で受容性の高い内容に編集し、SNS、メール配信等効果的な方法により定期的な情報配信を行う。

SNS等での情報発信は月に4回以上行うこととし、閲読状況等運営状況を定期的に報告すること。

(2) 現地事務所機能

ア 県職員出張時のサポート

和歌山県観光局観光交流課がプロモーションを実施する際に、訪問先となる旅行会社、航空会社、メディアとの日程調整を行い、同行すること。

また、和歌山県観光局観光交流課が現地の旅行博等に参加・出展する際にサポートすること。

イ 和歌山県へのファムトリップへの同行

和歌山県又は和歌山県が委託して実施する旅行会社ファム又はメディアファムに同行のうえ通訳及び担当職員のサポートを行う。(委託期間中最大2回(タイ市場においては最大3回)(県内滞在費は委託料と別に和歌山県が負担する。))

ウ 和歌山県多言語観光サイトの運営支援

和歌山県多言語観光サイト「Visit Wakayama」のコンテンツ追加・修正のためのテキストの翻訳を行う。

(日本語4,000字程度)

(3) 情報収集・実績報告

ア 情報収集

現地旅行エージェント等からの旅行動向等の情報収集旅行動向及び旅行商品の造成状況・送客状況について情報収集を行う。

イ 市場説明会等への出席

和歌山県が和歌山県内事業者等を対象として開催する「和歌山県観光プロモーター市場説明会及び個別相談会」に出席し、現地の旅行動向等を県内事業者等に情報提供する。(和歌山県で委託期間中1回開催。)

ウ 活動情報の報告

活動状況及び収集した情報についての報告書を和歌山県観光局観光交流課に提出すること。

(ア) 定期報告(1ヶ月に1回)

業務活動の状況報告と各市場の動向等を翌月10日までに和歌山県観光局観光交流課に提出すること。

有益な現地情報を収集した場合及び現地で和歌山県の観光に関する報道があった場合は別途速やかに和歌山県観光局観光交流課に報告すること。

(イ) 年次報告書(年度末に1回)

報告書には、当該業務の成果として、観光目的で和歌山を訪れる旅行ツアー一造成数、観光客の送客数など定量的な実績を記載すること。

エ その他

和歌山県の観光資源に関する情報を来県のうえ収集する。

委託期間中1回以上(1回 2泊3日程度)(県内滞在費は委託料と別に和歌山県が負担する。)

5 注意事項

- (1) 和歌山県への各種連絡・報告は、原則として電子メール又は国際郵便により行うこと。また必要に応じて、国際電話、国際ファクシミリ等も利用すること。
- (2) 報告書の使用言語は、原則として日本語とすること。
- (3) 責任者・所在地・連絡先等重大な変更事項は速やかに報告すること。
- (4) 委託事項の内容を超えると認められる業務が発生した際は、双方協議の上対応について決定することとする。